



島根県報

平成26年3月11日（火）

号外第24号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	2
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	3
島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	4

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月11日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

島根県公安委員会規則第 1 号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「照会センターの業務」を「照会業務」に改める。

第 7 条各号を次のように改める。

- (1) 警察職員（以下「職員」という。）の人事及び給与に関すること。
- (2) 警察の組織に関すること。
- (3) 職員の勤務制度に関すること。
- (4) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (5) 警察装備に関すること。
- (6) 有線通信施設の使用管理に関すること。
- (7) 職員の海外研修及び海外派遣に関すること。
- (8) 企画室に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、警務部内の他の所掌に属しないこと。

第 7 条の 2 第 1 号中「警察職員」を「職員」に改める。

第10条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（企画室）

第10条の 6 警務課に、企画室を附置する。

2 企画室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 所管行政に関する企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 警察の組織及び職員の定員に関すること。

第12条中第10号を第11号とし、第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。

第14条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第20条に次の 1 号を加える。

- (4) 特殊詐欺捜査室に関すること。

第22条第 3 号中「機動鑑識隊」を「機動鑑識」に改める。

第24条の 2 を第24条の 3 とし、第24条の次に次の 1 条を加える。

（特殊詐欺捜査室）

第24条の 2 捜査第二課に、特殊詐欺捜査室を附置する。

2 特殊詐欺捜査室においては、第20条第 1 号に掲げる事務のうち広域にわたり、かつ、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関する事務をつかさどる。

第47条を次のように改める。

（企画室長）

第47条 企画室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、企画室の事務をつかさどる。

第53条の2を第53条の3とし、第53条の次に次の1条を加える。

(特殊詐欺捜査室長)

第53条の2 特殊詐欺捜査室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室長は、特殊詐欺捜査室の事務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成26年3月28日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月11日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

島根県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署乃木交番の項の次に次のように加える。

松江警察署東出雲交番	松江市東出雲町掛屋	松江市東出雲町
------------	-----------	---------

本則の表松江警察署秋鹿駐在所の項位置の欄中「松江市秋鹿町」を「松江市岡本町」に改める。

本則の表松江警察署掛屋駐在所の項及び松江警察署意東駐在所の項を削る。

本則の表安来警察署所在地の項所管区の区域の欄中「東十神町」を「東十神町第一、東十神町第二」に改め、「和田団地、茜ヶ丘、わらび谷団地」を削り、「赤崎町」の次に「荒島町、日白町、久白町、西赤江町、西荒島町、植田町、神庭町、岩舟町、飯梨町、西松井町、田頼町、古川町」を加える。

本則の表安来警察署宇賀荘駐在所の項所管区の区域の欄中「（安来警察署大塚駐在所の所管区の区域を除く。）」を削り、「柿谷町」の次に「大塚町、鳥木町、上吉田町、下吉田町」を加える。

本則の表安来警察署大塚駐在所の項及び安来警察署荒島駐在所の項を削る。

本則の表川本警察署口羽駐在所の項名称の欄中「川本警察署口羽駐在所」を「川本警察署羽須美駐在所」に改める。

本則の表益田警察署所在地の項所管区の区域の欄中「益田警察署高城駐在所」を「益田警察署西益田駐在所」に改める。

本則の表益田警察署豊田駐在所の項名称の欄中「益田警察署豊田駐在所」を「益田警察署西益田駐在所」に改め、同項所管区の区域の欄中「左ヶ山町」の次に「神田町、向横田町、隅村町、白岩町、薄原町、猪木谷町、長沢町の一部（川平、柿原）」を加える。

本則の表益田警察署高城駐在所の項を削る。

本則の表津和野警察署所在地の項所管区の区域の欄中「高峯、田二穂、名賀、内美、部栄、邑輝」を削る。

本則の表津和野警察署木部駐在所の項所管区の区域の欄中「豊稼」の次に「高峯、田二穂、名賀、内美、部栄、邑輝」を加える。

附 則

この規則は、平成26年3月28日から施行する。

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月11日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

島根県公安委員会規則第3号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官					警察官 以外の 職 員	合 計	
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査 計			
警察本部	50	79	139	84	138	490	218	708
警 察 署	22	69	232	317	365	1,005	105	1,110
計	72	148	371	401	503	1,495	323	1,818

附 則

この規則は、平成26年 3月28日から施行する。